

福島県入札等制度検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 入札等制度に関し検証を行うとともに、必要な改善策を提言するため、福島県入札等制度検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 入札等制度についての課題等の検証に関すること。
- (2) 入札等制度についての必要な改善策の提言に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、知事が別に定める。

(運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、入札等制度改革プロジェクトチーム事務局において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月3日から施行する。

福島県入札等制度検証委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名
あいざわ 会 沢 テ ル	J A 福島女性部協議会会長
あんざい い さ お 安 齋 勇 雄	公認会計士
あんざい としあき 安 齋 利 昭	弁護士
さ が ら か つ と し 相 良 勝 利	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県行財政改革推進委員会会長
しみず し ゆ う じ 清 水 修 一	国立大学法人福島大学経済学類教授 福島県入札監視委員会委員長
は ね だ ひ ろ こ 羽 田 博 子	福島県消費者団体連絡協議会会長

(「 」委員長、「 」委員長職務代理者)